

核兵器使用の国際法違反を訴える決議

核兵器は、広島・長崎の体験から見て、極めて残虐な大量殺りく兵器であり、人類との共存はありえない。

ハーグ条約など既存の国際法は、共通して人道主義を原則としているが、核兵器は、まさにその人道に反する兵器である。

1961年以来、国連総会は度重ねて核兵器使用禁止決議を採択し、核兵器の使用は人類と文明に対する罪と述べている。

核兵器の廃絶は、生命の尊厳と地球環境の保全を求める世界の人々の願いである。

国際司法裁判所は、原爆被害の惨状と、今なお続く被爆者の苦しみや放射線による後障害の実態を正しく認識し、核兵器の開発、保有並びに使用が国際法違反であると明確に判断すべきである。

以上決議する。

1995年10月17日

第4回世界平和連帯都市市長会議理事会
ボルゴグラードにて